

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年12月23日～2022年1月5日)

令和4年(2022年)1月7日

H E A D L I N E S									
<p>政治</p> <p>メイザ・スポーツ・観光大臣の辞任 カチンスキ「法と正義」(PiS)党首インタビュー ドゥダ大統領が放送法改正案の署名を拒否 ドゥダ大統領の新年の挨拶 下院合同委員会における教育法改正案の採択 ドゥダ大統領が新型コロナウイルスに感染 モラヴィエツキ首相とチウカ・ルーマニア首相の電話会談 ラウ外相とプリンケン米国務長官の電話会談 ポーランドのOSCE議長国就任 ラウ外相とプリンケン米国務長官及びブカレスト・ナイン(B9)外相の電話会談 ラウ外相とベアボック独外相との電話会談 ラウ外相とル・ドリアン仏外相との電話会談 ラウ外相のインタビュー</p>									
<p>治安等</p> <p>野党関係者が所有する電子機器に対するスパイウェア侵入事案の報道 ベラルーシからの不法移民に関連する動向 改正道路交通法が施行 交通事故での死亡者が減少</p>									
<p>経済</p> <p>ドゥダ大統領、インフレ対策パッケージの補助金法案に署名 11月の失業率 高齢化に関する報告 12月の購買担当者景気指数(PMI) 中央銀行、利上げを決定 マクロ経済見通し ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)に関する入札開始 原子力発電所建設予定地の周辺住民が補償を求める 2022年の充電・水素ステーション整備のための補助開始 ポーランド、EUタクソミーに関する欧州委員会の方針を歓迎 気候環境大臣、欧州委員会に ETS 制度の見直しを要求</p>									
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>									

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先 大使館領事部 電話22 696 5005 F 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

政	治
内	政

メイザ・スポーツ・観光大臣の辞任【12月23日】

12月23日、メイザ・スポーツ・観光副大臣は、辞意を表明した。同副大臣は、かつて自らが所有していた医療関係企業が医学的に証明されていない疾病治療法を提供していたという疑惑を受けていた。同副大臣は、ポーランドと連立与党「統一右派」に対する責任感から辞任すると述べた。その後、ミュレル政府報道官は、モラヴィエツキ首相が同副大臣を解任したと発表した。

カチンスキ「法と正義」(PiS)党首インタビュー【12月24日】

12月24日付けガゼタ・ポルスカ・ツォジェンニエ紙は、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のインタビュー記事を掲載した。同党首は、EU条約はもはや適用されておらず、欧州司法裁判所(ECJ)が立法機関となっていると指摘し、欧州復興基金支払いのための国家復興計画の欧州委員会による承認が遅延されている件について、法の支配と普通の誠実さに反する違法行為であると主張した。その他、自身の副首相としての進退について、同党首は、次期選挙に向けて党の体制を整えるため、2022年3月末までに副首相を辞任し、党務に専念すると述べた。

ドゥダ大統領が放送法改正案の署名を拒否【12月27日】

12月27日、ドゥダ大統領は、ラジオ及びテレビ放送に関する法律(放送法)の改正案に署名せず、下院に差し戻すと発表した。同大統領は、自らが話した同胞らと同じように、さらなる懸念を抱かせたり扇ぎたてたりするような問題、そしてさらなる紛争を必要としないと述べ、1990年の相互経済・貿易関係に関するポーランド・米国協定を考慮に入れたと付言した。なお、下院は、過半数以上の議員が投票し、そのうち5分の3以上の票数をもって大統領の署名拒否を無効にすることができる。

ドゥダ大統領の新年の挨拶【12月31日】

12月31日、大統領府は、ドゥダ大統領の新年の挨拶をHPで発表した。同大統領は、「2021年は、我々に数多くの困難な課題を突きつけた。本年もまた、我々の日常生活に影響を及ぼし、習慣に変化をもたらした新型コロナウイルス感染症のパンデミックとの闘いの年となった。そして何よりも、数多くのポーランド人から健康を奪い、さらに悪いことに、命までも奪ってしまった。」と述べたほか、「ポーランド政府は、ワクチンを接種する機会を活用することを望む全ての人々にワクチンを提供した。誰であっても、1回目、2回目、そして3回目のワクチン接種を受けることができる。自分と周りの方々の命と健康を守るための最良の可能性を活かしましょう。いかに早くパンデミックを克服するかは、我々次第である。」と語った。

下院合同委員会における教育法改正案の採択【1月4日】

1月4日、下院の教育・科学・青少年委員会及び国防委員会の合同委員会において教育法改正案の第1読が実施され、同改正案が採択された。同改正案は、政府が任命する県地方長官の名において職務を遂行する教育長の学校・教員に対する監督権限を拡大することを想定しており、学校の独立を制限し、政権の教育内容に対する影響力を強めるとして、学校や保護者から懸念が表明されている。

ドゥダ大統領が新型コロナウイルスに感染【1月5日】

1月5日、シュロト大統領府大統領室長は、ドゥダ大統領が新型コロナウイルスの検査を受け、陽性であったとツイートした。同室長は、同大統領の体調は良好で深刻な症状はなく、医療体制は万全であると述べ、同大統領は12月17日に3回目のワクチンを接種したと付言した。同大統領は、2020年10月に新型コロナウイルスに感染して以来、2度目の感染となる。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相とチウカ・ルーマニア首相の電話会談【12月23日】

12月23日、モラヴィエツキ首相は、チウカ・ルーマニア首相と電話会談を行った。両首脳は、ポーランド・ルーマニア戦略的パートナーシップといった二国間協力や地域とNATO東側国境における安全保障問題、三海域イニシアティブ(3SI)やブカレスト・ナイン(B9)における地域協力、現在の国際情勢などについて議論した。同会談は、2021年11月25日に

チウカ首相が就任して以来、初めての二国間の首脳同士の会談となった。

ラウ外相とプリンケン米務長官の電話会談【12月28日】

12月28日、ラウ外相は、プリンケン米務長官と電話会談を行った。両外相は、ロシアのウクライナに対する行動のエスカレートやポーランド国境付近でのベラルーシの持続的なハイブリッド攻撃など、現在

の欧州における安全保障状況について議論し、ウクライナに対するロシアの軍事侵攻は、いかなる形であったとしてもロシアにとって深刻な結果をもたらすことを再確認した。

ポーランドのOSCE議長国就任【1月1日】

1月1日、ポーランドは、欧州安全保障協力機構(OSCE)の議長国に就任した。ポーランド外務省は、プレスリリースを発売し、ポーランドが議長国を務める間、OSCE機構を支援することで地域紛争などの解決に取組み、紛争地域における民間人の援助に注力すると明らかにした。また、経済面においては、経済の再建と近代化に重点を置き、経済のレジリエンスを強化して新たな課題に対する適応力の向上を目指すとするほか、さらに、パンデミックからの回復については、持続可能な開発に戻るための協動的な行動が必要不可欠であると発表した。1月13日にウィーンで開催されるOSCE常設理事会において、ラウ外相は議長国としての活動を正式に発足させ、優先事項の概要を説明する。ポーランドのOSCE議長国としての任期は1年間であり、12月にウッチで外相会合が実施される予定である。

ラウ外相とプリンケン米務長官及びブカレスト・ナイン(B9)外相の電話会談【1月3日】

1月3日、ラウ外相は、プリンケン米務長官及びブカレスト・ナイン(B9)の外相と電話会談を行った。外相たちは、ロシアの行動によって引き起こされたウクライナ周辺の安全保障状況について協議し、NATO及びEU諸国が断固としてかつ共同で対応することがロシアによる欧州及び米国に対する主張への適

切な回答となることで合意した。ラウ外相は、欧州の安全保障を議論する適切な場合は、2022年1月1日からポーランドが議長国を務めるOSCEであると指摘した。

ラウ外相とベアボック独外相との電話会談【1月4日】

1月4日、ラウ外相は、ベアボック独外相と電話会談を行った。両外相は、現在の国際情勢と二国間関係について議論した。

ラウ外相とル・ドリアン仏外相との電話会談【1月5日】

1月5日、ラウ外相は、ル・ドリアン仏外相と電話会談を行った。会談では、ポーランドのOSCE議長国就任や仏のEU議長国就任、現在の国際情勢が話題となった。

ラウ外相のインタビュー【1月5日】

1月5日付けジェチポスポリタ紙は、ラウ外相のインタビュー記事を掲載した。同外相は、ポーランドはこれまでも、そしてこれからも対話の提唱者であり続けると述べ、米露間会談、NATOと露との対話、そしてOSCEにおける協議など既存の露との対話のフォーマットをそれぞれ支持するが、これらは全て国際法の遵守に基づいて欧州の協力と安全保障を強化するという同じ目標を持っていなければならないと強調した。その他、同外相は、ポーランドの経験は、関係国を介さずに「列強のコンサート」によって採択される解決策の無常さに関し、欧州にとって重要な教訓になっていると指摘し、ポーランドは、「勢力圏」の概念に事実上戻るような提案に反対であると発言した。

治 安 等

野党関係者が所有する電子機器に対するスパイウェア侵入事案の報道【12月20日】

12月20日、AP通信は、米トロント大学に拠点を置くIT専門家団体「Citizen Lab」の報告として、イスラエル企業NSOが開発したスパイウェアである「ペガサス」が、ポーランド野党の弁護士ギエルティフ氏、検察官のヴジョセク氏及び野党「市民プラットフォーム」(PO)の上院議員であるブレイザ氏の携帯電話に侵入し、ハッキングを試みていたと報じた。同報道によると、2019年にギエルティフ氏の携帯電話は、少なくとも18回ハッキングされたという。当時、同氏はトウスク元首相(現野党PO党首)及びシコルスキ元外相(現欧州議員)の代理人を務めていた。また、ヴジョセク氏については、6月24日から8月19日までの間に6回侵入されたとした。本件に関し、トウスクPO党首は、政府による野党監視に関する調査委員会と臨時委員会の設置を求めている。

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【12月2

8日、1月4日】

12月28日、国境警備隊は、8月18日以降、ポーランドに入国したベラルーシ反体制派に関連するベラルーシ人が約23,000名であったとツイッター上で明らかにした。

1月4日、ポーランド政府は、ベラルーシ国境沿いにフェンスを建設することについて、国内企業複数社との間で契約を締結した。

同日、国境警備隊は、2021年にベラルーシ国境から試みられた不法越境件数が39,670件であったとツイッター上で明らかにした。過去の同国境から試みられた不法越境件数は、2020年が129件、2019年が20件、2018年が4件であった。

改正道路交通法が施行【1月1日】

1月1日、改正道路交通法が施行され、交通違反に対する罰金が引き上げられた。例えば、制限速度を時速31キロ以上超過すると最低でも800ズロチ、最高で2,500ズロチの罰金が科せられる。また、飲

酒運転を犯すと2,500ズロチ、列車通過時に線路に侵入すると2,000~4,000ズロチの罰金が科されるようになる。

交通事故での死亡者が減少【1月5日】

国家警察本部の統計速報値によると、2021年の

交通事故による死亡者数は2,233名、負傷者数は26,413名、交通事故件数は22,802件であったという。2020年に比べると、死亡者数は258名減少、負傷者数は50名増加、交通事故件数は738件減少したという。確定値は、2月に発表される予定である。

経 済

経済政策

ドゥダ大統領、インフレ対策パッケージの補助金法案に署名【12月27日】

12月27日、ドゥダ大統領は、現下の物価高騰に対するインフレ対策パッケージ「Anti-Inflation Shield」の一環である、世帯を対象とした補助金の支給に関する法案に署名した。単独世帯は月収2,100ズロチ以下、2人以上から成る一般世帯は平均月収1,

500ズロチ以下の世帯が支給対象となる。補助金は年2回(1回目は2022年3月31日まで、2回目は同年12月2日まで)に分けて支給予定で、支給額は世帯員数によって異なり、単独世帯は400ズロチ、2~3人世帯は600ズロチ、4~5人世帯は850ズロチ、6人以上世帯は1,150ズロチを支給する。

マクロ経済動向・統計

11月の失業率【12月23日】

中央統計局(GUS)によれば、11月の失業率は5.4%(対前月比0.1%減)で、11月末の登録済み失業者数は89万8,800人となった(10月末時点では91万900人)。

在庫を増やしている。

中央銀行、利上げを決定【1月4日】

1月4日、金融政策委員会は、2021年10月以降4度目となる利上げを決定した。政策金利を1.75%から2.25%、ロンバート金利を2.25%から2.75%、再割引率を1.8%から2.30%、基準割引率を1.85%から2.35%、預金利率を1.25%から1.75%にそれぞれ引き上げる。

高齢化に関する報告【12月29日】

中央統計局(GUS)は、高齢化に関する報告を発表した。同報告によると、2020年時点の60歳以上の高齢者数は約980万人で、人口の25.6%を占めた。また、60歳以上の高齢者は、2030年に1,080万人(対2020年比10%増)で人口の29%、2040年に1,230万人(対2020年比25.1%増)で人口の34.4%、2050年に1,370万人(対2020年比39.8%増)で人口の40.4%に上ると予測される。

マクロ経済見通し【1月4日】

1月4日、ポーランド経済研究所(PIE)は最新のマクロ経済月例報告を発表した。同報告書において、PIEは、2022年政府予算案の改定可能性を否定せず、財政赤字の対GDP比に関して、現在の予算案が見越している2.9%ではなく3.5%に上ると予測する。また、政府が打ち出したインフレ対策パッケージ「Anti-Inflation Shield」は、消費者物価指数(CPI)を2022年第1四半期に1.2ポイント、第2四半期に0.3ポイント押し下げる他、付加価値税(VAT)減税は第2四半期まで継続するとの見通しを示した。また、現行規則の変更が無ければ、インフレは5月に9%に達すると見られる。

12月の購買担当者景気指数(PMI)【1月3日】

IHS Markitによると、12月の購買担当者景気指数(PMI)は、56.1ポイントと前月の54.4ポイントから上昇した。生産高及び新規受注の伸びが指数の上昇に寄与した。今後もポジティブな傾向が続くという期待が高い一方で、サプライチェーン支障や物価上昇圧力への懸念から、企業は原材料や半製品の

ポーランド産業動向

ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)に関する入札開始【1月4日】

ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)を実施するCPK社が17億ズロチ相当の入札を開始した。同社は、STHのための準備作業である地盤の整地、解体、仮設施設の建設などを行う業者を最大8社募集している。2021年10月には、70億ズロチ相当の

鉄道投資のための入札が実施された。2023年に予定されている工事の開始前に、さらに入札が実施される予定だが、工事開始前には、土地の購入や必要な行政承認をすべて取得しなければならず、予定通り2027年までに投資を完了させることは難しいと見込まれている。

エネルギー・環境

原子力発電所建設予定地の周辺住民が補償を求め【12月27日】

ポーランド北部の原子力発電所建設予定地ホチェヴォの周辺都市ルビャトヴォ及びコパリノの住民(主に観光施設の経営者)は、原子力発電所の建設によって自分たちの地域が観光地としての魅力を失うことを懸念し、補償を求める予定である。住民たちは、自然の美しさがケーブルやインフラに置き換わり、農業観光地から農業観光産業地になってしまうのではないかと恐れている。

2022年の充電・水素ステーション整備のための補助開始【12月30日】

国家環境保護水管理基金(NFOŚiGW)は、1日から「電気自動車の充電インフラと水素充填インフラの支援」と題した新たな補助制度の申請を開始する。同制度は、8億7千万ズロチが割り当てられ、ポーランド全土で17,000以上の電気自動車用充電インフラと20の水素ステーションが整備される予定である。

ポーランド、EUタクソミーに関する欧州委員会の方針を歓迎【1月3日】

欧州委員会(EC)が一定条件の元、EUタクソミーに原子力や天然ガスを含める方針を発表したことに対し、ポーランドEU代表部大使は、ポーランドにとって非常に有益であると述べた。また、本件は、ポーランドとフランスの協力の一例であり、両国は天然ガスと原子力をEUの資金援助リストに加えることを望んでいたと加えた。他方、ECの草案によると、2045年までに原子力発電所の建設許可を発行する必要があるため、同建設計画を加速させる必要がある。

気候環境大臣、欧州委員会にETS制度の見直しを要求【1月4日】

モスクファ気候・環境大臣は、欧州委員会に対し排出量取引制度(ETS)の包括的な改革を求める要望書を提出したと発表した。同大臣は、欧州委員会が最初に取りべき行動は、排出権市場から金融機関を撤退させることだと考えている。この他に当該基金の透明性の低さ、欧州の各機関が無力であることを批判している。他方、同大臣は、今回の批判はエネルギー移行の必要性とは関係なく、ETSの排出権取引システムの管理についての批判であることを強調した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナウイルスワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。また、日本時間12月26日午前0時以降、ポーランドから日本に入国・帰国する全ての方は、検疫所長が指定する場所で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利

点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「尽きない紙 越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙 越前和紙」が開催されます。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/niewyczerpany-papier>

【開催中】 展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)～2022年3月13日(日)】

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されます。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催: 国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所: ワルシャワ市、Zachęta - Narodowa Galeria Sztuki (plac Stanisława Małachowskiego 3)

詳細: <https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

【開催中】 展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2022年12月15日(水)～2022年5月3日(火)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催されます。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)